平成２９年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第１６条第１項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

１　調　査　の　種　類

（１）概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査。

（２）汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、または事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施。

（３）継続監視調査

汚染地域について、継続的に監視を行うための調査。

（４）定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する調査。

２　調　査　地　点

調査は概況調査 60 地点、継続監視調査 88 地点および定点監視調査２地点において実施する。

また、汚染井戸周辺地区調査は、各地区の汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	定点監視調査
調査地区数	６０	—*1	３６	2
調査地点数	６０		８８	2
調査回数	1回／年		2回／年*2	2回／年
調査機関	福井県・福井市	福井県・福井市	福井県・福井市	国土交通省

＊1：汚染の状況に応じて必要な調査を実施

＊2：事業場敷地内のみの汚染で、かつ周辺地区の調査で不検出の場合、または自然由来による汚染の場合、一部年１回

３　調　査　方　法

（１）調査地点の選定

① 概況調査

昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号に定める標準地域メッシュの第３次地域区画（おおむね１㎞メッシュ）を基準に、地下水の利用状況、人口密度および工場・事業場等の立地状況等を考慮し、調査地区を選定する。

なお、調査地区は主として平成 22 年度に概況調査を実施した地区とし、調査対象井戸は、汚染されていた場合、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を優先的に選定する。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染が確認された井戸を中心に半径 500m 程度の範囲を調査する。調査範囲全体に汚染が確認された場合は、段階的に範囲を広げて調査し汚染範囲を確定する。

③ 継続監視調査

汚染源の影響を最も受けやすい地点、およびその下流側においておおむね５地点を選定する。

④ 定点監視調査

継続的な監視が可能な地点を選定する。

（２）調査期間

調査は平成 29 年４月から平成 30 年３月までとする。

4　採　取　方　法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定）後、採取する。

なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立てないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5　測　定　項　目

測定項目は、調査の種類ごとに次に掲げる項目とする。

（１）概況調査

① 環境基準項目（27 項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

② 要監視項目（2 項目）

フェニトロチオン、イソプロチオラン

（２）汚染井戸周辺地区調査

① 環境基準項目

概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。

なお、分解生成物とは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンおよびクロロエチレン等の物質をいう。

② 要監視項目

概況調査により汚染の確認された項目について調査する。

③ 解析項目

Ｍアルカリ度、塩化物イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンおよびその他の項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。

（３）継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目、およびその分解生成物について調査する。

（４）定点監視調査

① 環境基準項目（２７項目）

概況調査の環境基準項目と同じ

② 要監視項目（１８項目）

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、ＥＰＮ、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、ニッケル

6　測　定　方　法

測定方法は「別表３」に定める方法とする。

7　調 査 担 当 機 関

本調査は福井県、福井市および国土交通省近畿地方整備局が担当する。

8　報　　告

調査結果の報告は、分析結果がまとまり次第、「別表４」の様式により福井県安全環境部環境政策課長（以下、環境政策課長という。）に報告する。

また、環境基準項目および要監視項目で「別表３」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

9　地域別・調査項目別検体数

調査名	地域別調査地点 市町名	調査地点数	調査項目 環境基準項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	要監視項目 クロロホルム	1・2―ジクロロプロパン	p―ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	合計 環境基準項目	要監視項目
概況調査	福井市	12	6	6	6	6	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	12	6	6	6	6	6						6	6																		234	12
	敦賀市	6	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	6	4	4	4	4	4						1	1																		132	2
	小浜市	3	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	3	1	1	1	1	1						1	1																		51	2
	大野市	5	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	5	3	3	3	3	3						1	1																		105	2
	勝山市	4	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	4	2	2	2	2	2						1	1																		78	2
	鯖江市	5	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	5	3	3	3	3	3						1	1																		105	2
	あわら市	3	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	3	1	1	1	1	1						1	1																		51	2
	越前市	6	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	6	4	4	4	4	4						1	1																		132	2
	坂井市	5	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	5	3	3	3	3	3						1	1																		105	2
	永平寺町	3	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2	2	2	2	2						1	1																		66	2
	池田町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																															12	
	南越前町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																															12	
	越前町	3	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	3	1	1	1	1	1						1	1																		51	2
	美浜町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																															12	
	高浜町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																															12	
	おおい町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																															12	
	（小計）	(60)	30	30	30	30	30	30	30	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30	30	30	60	30	30	30	30	30						16	16																		1,170	32
継続監視調査	福井市	4					1					6		6	6			6	4																																				29	
	敦賀市	3										6		6	6			6	6																																				30	
	小浜市	3										2		2	2			2	2							4																													14	
	大野市	4										8		8	8			8	8																																				40	
	鯖江市	26				2				32	32	46	32	46	46	32	32	46	46	32				32		4																												460	
	越前市	30					20	14		42	42	54	42	54	54	42	42	54	54	42				42																														598	
	坂井市	3					4																			1																													5	
	永平寺町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																															12	
	越前町	7								12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12				12																															144	
	高浜町	5					4																			6																													10	
	若狭町	2					4																																															4	
	（小計）	(88)				2	33	14		87	87	135	87	135	135	87	87	135	133	87				87		15																													1,346	
定点監視調査	福井市	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2						54	36
	坂井市	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2						54	36
	（小計）	(2)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4						108	72
合計		150	34	34	34	36	67	48	34	151	151	199	151	199	199	151	151	199	197	151	34	34	34	151	34	49	34	34	34	4	4	4	4	4	20	20	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4						2,624	104

１０　概　況　調　査

| 調査名 | 調査担当機関 | 調査地点 地区番号 | 市町名 | 地区名 | 調査月 | 環境基準項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | クロロエチレン | 1・2―ジクロロエタン | 1・1―ジクロロエチレン | 1・2―ジクロロエチレン | 1・1・1―トリクロロエタン | 1・1・2―トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1・3―ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1・4―ジオキサン | 要監視項目 クロロホルム | 1・2―ジクロロプロパン | p―ジクロロベンゼン | イソキサチオン | ダイアジノン | フェニトロチオン | イソプロチオラン | オキシン銅 | クロロタロニル | プロピザミド | EPN | ジクロルボス | フェノブカルブ | イプロベンホス | クロルニトロフェン | トルエン | キシレン | フタル酸ジエチルヘキシル | ニッケル | モリブデン | アンチモン | エピクロロヒドリン | 全マンガン | ウラン | 合計 環境基準項目 | 合計 要監視項目 |
|---|---|---

調査名	調査担当機関	調査地点 地区番号	調査地点 市町名	調査地点 地区名	調査月	環境基準項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	要監視項目 クロロホルム	1・2―ジクロロプロパン	p―ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	合計 環境基準項目	合計 要監視項目
概況調査	福井県	362-005	あわら市	中番	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		363-001	〃	市姫２丁目	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		363-015	〃	宮谷	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1																			27	2
		（計 3地点）																																																								51	2
		203-001	越前市	本保町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1																			27	2
		203-002	〃	家久町	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		203-003	〃	京町２丁目	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		203-004	〃	中央２丁目	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		203-030	〃	幸町	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		381-001	〃	東庄境町	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 6地点）																																																								132	2
		361-001	坂井市	新保	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		364-001	〃	一本田	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1																			27	2
		364-012	〃	下久米田	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		365-001	〃	中庄	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		366-012	〃	蔵垣内	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 5地点）																																																								105	2
		322-003	永平寺町	花谷	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																										27	
		322-004	〃	轟	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		323-005	〃	中島	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1																			27	2
		（計 3地点）																																																								66	2
		382-009	池田町	山田	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 1地点）																																																								12	
		403-001	南越前町	河野	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 1地点）																																																								12	
		421-001	越前町	気比庄	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		422-005	〃	寺	〃	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1																			27	2
		425-001	〃	織田	〃								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 3地点）																																																								51	2
		442-001	美浜町	郷市	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 1地点）																																																								12	
		481-001	高浜町	立石	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 1地点）																																																								12	
		462-001	おおい町	三重	5								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1																																12	
		（計 1地点）																																																								12	
		（総計 60地点）				30	30	30	30	30	30	30	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30	30	30	60	30	30	30	30	30						16	16																			1,170	32

11　継　続　監　視　調　査

| 調査名 | 調査担当機関 | 調査地点 井戸番号 | 調査地点 市町名 | 調査地点 地区名 | 調査月 | 環境基準項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | クロロエチレン | 1・2―ジクロロエタン | 1・1―ジクロロエチレン | 1・2―ジクロロエチレン | 1・1・1―トリクロロエタン | 1・1・2―トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1・3―ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1・4―ジオキサン | 要監視項目 クロロホルム | 1・2―ジクロロプロパン | p―ジクロロベンゼン | イソキサチオン | ダイアジノン | フェニトロチオン | イソプロチオラン | オキシン銅 | クロロタロニル | プロピザミド | EPN | ジクロルボス | フェノブカルブ | イプロベンホス | クロルニトロフェン | トルエン | キシレン | フタル酸ジエチルヘキシル | ニッケル | モリブデン | アンチモン | エピクロロヒドリン | 全マンガン | ウラン | 合計 環境基準項目 | 合計 要監視項目 |
|---|---|---

| 調査名 | 調査担当機関 | 調査地点 井戸番号 | 調査地点 市町名 | 調査地点 地区名 | 調査月 | 環境基準項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | クロロエチレン | 1・2―ジクロロエタン | 1・1―ジクロロエチレン | 1・2―ジクロロエチレン | 1・1・1―トリクロロエタン | 1・1・2―トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1・3―ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1・4―ジオキサン | 要監視項目 クロロホルム | 1・2―ジクロロプロパン | p―ジクロロベンゼン | イソキサチオン | ダイアジノン | フェニトロチオン | イソプロチオラン | オキシン銅 | クロロタロニル | プロピザミド | EPN | ジクロルボス | フェノブカルブ | イプロベンホス | クロルニトロフェン | トルエン | キシレン | フタル酸ジエチルヘキシル | ニッケル | モリブデン | アンチモン | エピクロロヒドリン | 全マンガン | ウラン | 合計 環境基準項目 | 合計 要監視項目 |
|---|---|---

| 調査名 | 調査担当機関 | 調査地点 井戸番号 | 市町名 | 地区名 | 調査月 | 環境基準項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | クロロエチレン | 1・2―ジクロロエタン | 1・1―ジクロロエチレン | 1・2―ジクロロエチレン | 1・1・1―トリクロロエタン | 1・1・2―トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1・3―ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1・4―ジオキサン | 要監視項目 クロロホルム | 1・2―ジクロロプロパン | p―ジクロロベンゼン | イソキサチオン | ダイアジノン | フェニトロチオン | イソプロチオラン | オキシン銅 | クロロタロニル | プロピザミド | EPN | ジクロルボス | フェノブカルブ | イプロベンホス | クロルニトロフェン | トルエン | キシレン | フタル酸ジエチルヘキシル | ニッケル | モリブデン | アンチモン | エピクロロヒドリン | 全マンガン | ウラン | 合計 環境基準項目 | 要監視項目 |
|---|---|---

１２　定　点　監　視　調　査

| 調査名 | 調査担当機関 | 調査地点 井戸番号 | 調査地点 市町名 | 調査地点 地区名 | 調査月 | 環境基準項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | クロロエチレン | 1・2―ジクロロエタン | 1・1―ジクロロエチレン | 1・2―ジクロロエチレン | 1・1・1―トリクロロエタン | 1・1・2―トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1・3―ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1・4―ジオキサン | 要監視項目 クロロホルム | 1・2―ジクロロプロパン | p―ジクロロベンゼン | イソキサチオン | ダイアジノン | フェニトロチオン | イソプロチオラン | オキシン銅 | クロロタロニル | プロピザミド | EPN | ジクロルボス | フェノブカルブ | イプロベンホス | クロルニトロフェン | トルエン | キシレン | フタル酸ジエチルヘキシル | ニッケル | モリブデン | アンチモン | エピクロロヒドリン | 全マンガン | ウラン | 合計 環境基準項目 | 合計 要監視項目 |
|---|---|---

１３　別表３　測　定　方　法

区分	項目	報告下限値 (mg／L)	環境基準値 (mg／L)	測定方法
健康項目	カドミウム	0.001	0.003	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
	全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
	鉛	0.005	0.01	規格K0102 の 54 に定める方法
	六価クロム	0.04	0.05	規格K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 の 7 のａ）又はｂ)に定める操作を行うものとする。）
	砒素	0.005	0.01	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	昭和 46 年環境庁告示第 59 号（以下「告示」という。）付表１に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	告示付表２に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出されないこと	告示付表３に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125 の 5.1、 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125 の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	クロロエチレン	0.0002	0.002	平成９年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125 の 5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同　上
	トリクロロエチレン	0.001	0.01	同　上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同　上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	規格K0125 の 5.1、 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表４に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表５の第１又は第２に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同　上
	ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125 の 5.1、 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1, 43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.1 に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1ｃ)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表６に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
	１，４－ジオキサン	0.005	0.05	告示付表７に掲げる方法

注：・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに 0.01 mg／L とする。

・1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
なお、シス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値、トランス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値はともに 0.002 mg／L とする。

区分	項目	報告下限値 (mg／L)	指針値 (mg／L)	測定方法
要監視項目	クロロホルム	0.003	0.06	規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.1に定める方法
	1,2－ジクロロプロパン	0.006	0.06	同　上
	p－ジクロロベンゼン	0.02	0.2	同　上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成５年環水規第 121 号（以下通知」という。））付表１の第１又は第２に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同　上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同　上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同　上
	オキシン銅	0.004	0.04	通知付表２に掲げる方法
	クロロタロニル	0.005	0.05	通知付表１の第１又は第２に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同　上
	EPN	0.0006	0.006	同　上
	ジクロルボス	0.0008	0.008	同　上
	フェノブカルブ	0.003	0.03	同　上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同　上
	クロルニトロフェン	0.0001	－	同　上
	トルエン	0.06	0.6	規格K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同　上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	通知付表３の第１又は第２に掲げる方法
	ニッケル	0.005	－	規格K0102の 59.3に定める方法又は通知付表４若しくは付表５に掲げる方法
	モリブデン	0.01	0.07	規格K0102の 68.2に定める方法又は通知付表４若しくは付表５に掲げる方法
	アンチモン	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号（以下「通知２」という。）付表５の第１、第２又は第３に掲げる方法
	エピクロロヒドリン	0.0001	0.0004	通知２付表２に掲げる方法
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102の 56.2、56.3、56.4又は 56.5に定める方法
	ウラン	0.0002	0.002	通知２付表４の第１又は第２に掲げる方法
解析項目	pH	—	－	規格K0102の 12.1に定める方法
	電気伝導度	1(μS/cm)	－	規格K0102の 13に定める方法
	Mアルカリ度	0.5	－	規格K0101の 13.1に定める方法
	塩化物イオン	0.5	－	規格K0102の 35.3に定める方法又は自動分析(ﾁｵｼｱﾝ酸第２水銀法)
	硫酸イオン	0.5	－	規格K0102の 41.3に定める方法
	硝酸イオン	0.1	－	規格K0102の 43.2.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	－	規格K0102の 48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	－	規格K0102の 49.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	－	規格K0102の 50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	－	規格K0102の 51.2に定める方法

14 別表4　地下水質測定結果表

調査担当機関名 （分析担当機関名）									
調査名									
市町名									
地区名									
井戸番号									
井戸の諸元	井戸の深度（m）								
	浅井戸深井戸の別								
	用途								
採水年月日		・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・
採水時刻		:	:	:	:	:	:	:	:
水温（℃）									
環境基準項目	カドミウム（mg/L）								
	全シアン（mg/L）								
	鉛（mg/L）								
	六価クロム（mg/L）								
	砒素（mg/L）								
	総水銀（mg/L）								
	アルキル水銀（mg/L）								
	PCB（mg/L）								
	ジクロロメタン（mg/L）								
	四塩化炭素（mg/L）								
	クロロエチレン（mg/L）								
	1,2-ジクロロエタン（mg/L）								
	1,1-ジクロロエチレン（mg/L）								
	シス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）								
	トランス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）								
	1,2-ジクロロエチレン（mg/L）								
	1,1,1-トリクロロエタン（mg/L）								
	1,1,2-トリクロロエタン（mg/L）								
	トリクロロエチレン（mg/L）								
	テトラクロロエチレン（mg/L）								
	1,3-ジクロロプロペン（mg/L）								
	チウラム（mg/L）								
	シマジン（mg/L）								
	チオベンカルブ（mg/L）								
	ベンゼン（mg/L）								
	セレン（mg/L）								
	硝酸性窒素（mg/L）								
	亜硝酸性窒素（mg/L）								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg/L）								
	ふっ素（mg/L）								
	ほう素（mg/L）								
	1,4-ジオキサン（mg/L）								
要監視項目	クロロホルム（mg/L）								
	1,2-ジクロロプロパン（mg/L）								
	p-ジクロロベンゼン（mg/L）								
	イソキサチオン（mg/L）								
	ダイアジノン（mg/L）								
	フェニトロチオン（mg/L）								
	イソプロチオラン（mg/L）								
	オキシン銅（mg/L）								
	クロロタロニル（mg/L）								
	プロピザミド（mg/L）								
	EPN（mg/L）								
	ジクロルボス（mg/L）								
	フェノブカルブ（mg/L）								
	イプロベンホス（mg/L）								
	クロルニトロフェン（mg/L）								
	トルエン（mg/L）								
	キシレン（mg/L）								
	フタル酸ジエチルヘキシル（mg/L）								
	ニッケル（mg/L）								
	モリブデン（mg/L）								
	アンチモン（mg/L）								
	エピクロロヒドリン（mg/L）								
	全マンガン（mg/L）								
	ウラン（mg/L）								
解析項目	pH								
	電気伝導度（μS/cm）								
	Mアルカリ度（mg/L）								
	塩化物イオン（mg/L）								
	硫酸イオン（mg/L）								
	硝酸イオン（mg/L）								
	ナトリウムイオン（mg/L）								
	カリウムイオン（mg/L）								
	カルシウムイオン（mg/L）								
	マグネシウムイオン（mg/L）								